

平成 28 年度第 2 回恵那市景観審議会 会議録

日時：平成 29 年 3 月 28 日（火）

14 時半～16 時半

場所：恵那市役所会議棟大会議室

1. 開会
 2. あいさつ
 3. 会議の成立
 4. 会長あいさつ
 5. 審議事項
 - (1) 景観重要樹木の審査について（前回継続審議物件）
 - (2) 景観形成基準の運用実績と今後について
 - (3) 太陽光発電設備に係る開発案件について
 6. 報告事項
 - (1) 恵那市景観条例の運用状況について
 - (2) 平成 28 年度都市再生整備計画事業について
 7. その他
 8. 閉会
-

1. 開会

■事務局 皆さんこんにちは。ただいまから平成28年度第2回恵那市景観審議会を開会いたします。初めに、恵那市基盤整備部長、鷺見よりごあいさつ申し上げます。

2. あいさつ

■基盤整備部長 こんにちは。基盤整備部長の鷺見でございます。本来ですと市長が出席してごあいさつをするのが本意ですが、今日は東京へ出張しておりますので私からごあいさつさせていただきます。

日頃は市の行政の執行につきましてはご理解とご協力を賜りありがとうございます。年度末のこの時期に恵那市の景観審議会にご出席いただきましてありがとうございます。会長、委員には遠方よりありがとうございます。

さて、前回6月29日ですが、昨年の審議では景観重要樹木の指定公布式や景観条例の運用状況についてご報告をさせていただきました。また、景観重要樹木の候補の審査については、樹木が生えている場所が山の中であるということ、木の枝ぶり等の特異性から継続審議となっております。その他、恵那西工業団地や正家第二土地区画整理事業、中山道大井宿の都市再整備計画事業の説明をさせていただきました。

今回につきましては、景観重要樹木候補の継続審議と、景観形成基準の今後、それから太陽光発電設備に係る開発についてご審議をいただきたいと思っております。委員の皆さんには忌憚のないご意見をいただき、恵那市の景観がより良くなることを期待しております。よろしく願いいたします。

■事務局 本日司会を担当させていただきます都市住宅課湯藤と申します。どうかよろしく申し上げます。

3. 会議の成立

■事務局 続きまして、この会議が成立したことについてご報告させていただきます。本日の出席者は委員14名のうち12名、欠席2名で委任状が2名出ておりますので、恵那市景観条例施行規則第31条第3項の規定により、過半数以上出席がありますので、会議が成立したことをご報告させていただきます。

4. 会長あいさつ

■事務局 続きまして、会長からごあいさつをいただきます。

■会長 皆さんこんにちは。年度末のお忙しいところありがとうございます。前回から大分時間が経っておりますが、恵那の景観審議会の議論としては、今日は未来に向けている色々な大事なポイントが含まれている議題もございますので、ぜひ自由闊達なご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

■事務局 ありがとうございます。それではこれ以降の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

5. 審議事項

(1) 景観重要樹木の審査について（前回継続審議物件）

■会長 それでは次第に沿って進めていきたいと思ひます。

では、最初に、審議事項 1、景観重要樹木の審査について事務局から説明をお願いします。

[事務局から資料に基づき説明]

■会長 ありがとうございます。今の事務局からのご説明について、質問、ご意見、自由にお願ひしたいと思います。

■委員 僕もあれから誰がこれを申請したのか確認しましたが、鈴木氏という消防署の職員だった方が申請された。それで、この五葉松（ゴヨウマツ）については、もう一つ、梅露庵公園というのがあり、西行ゆかりの地ということで、市の史跡に指定されているのですが、あそこからちょうど見える場所なんです。それで、あそこの五葉松というのは、長島森林組合か中野森林組合が管理していると思うわけですが、双方で話し合っ、今中野森林組合が管理してみえるわけ。そういう意味で、この樹木を選定するに当たっては、すぐそばで見えるというようなことが一つの規定になっているんですけど、あの木はやっぱり大事にしていかなければいけないと僕は思っています。その中で、中野森林組合と、梅露庵公園、それと鈴木君で話し合っ、あそこが西行の歌に残っているの、中野森林組合が手入れしているようです。そういう意味では、あの木が全くなくなってしまうという恐れはないので、一度その辺を確認しながら、中野森林組合に、これは重要な木だから今後ともよろしく手入れをお願いしたいというような声掛けをしていただければ、特にこれを指定するということはしなくてもいいのではと。そうしないと内規規定が内容と違ってくるように僕は今思っています。以上です。

■会長 委員。

■委員 前回もお話していたと思ひますが、基本的に、景観という観点で指定していくということがありますので、将来にわたって都市景観なりいろいろな景観の中で重要だというものの中で、やはり管理者が明快になっているとかいう形で、将来何もしなくても維持

していける可能性があるものなどは、指定してもいいですがそうでなくてもいいだろうと思いますので、逆にこれを指定することによって将来にわたってその景観を保持していけるという樹木を指定していくという方針でいけばいいかなと思うんですけど。

■会長 ほかはいかがでしょうか。

では、私から委員にお伺いしたいんですが。事務局案にも、文化財としての申請を提案するというのがあるんですが、可能性はありますか。

■委員 中野森林組合が申請しないことにはこういう話にはならないと思います。おそらく中野森林組合としては申請は上げないような気がするわけです。というのは、あの木を中野森林組合は梅露庵公園と少し温度差があり、なかなかうまくいかないという気がしますし、それから文化財の方に申請してくれた場合にはどうなるのかということですが、これは何とも言えない。特に今文化財審議委員会には植物の専門家がいらないんです。そうすると、ほかの先生に特別に委嘱して価値を判断してもらわないといけないということと、それから審議会としては、ずいぶん文化財、天然記念物の指定が旧市町村でもものすごく多いんです。そういう意味で、整備している段階ですので、なかなか難しいかなと。それと、事務局がその気になるかならないかということもあるわけです。ちょっと今のところ天然記念物に指定するという方向には進んでいかないような気がします。非常に面白い木ですので僕としてはもしも申請が上がってくれば賛成するつもりではいるんですけど、全体としては今文化財保護審議委員会はいろいろな難題を抱えていますので、すぐにはうまくいかないと思います。

それから、今、文化財保護審議会が難題を抱えていると言いましたが、難題というのは古屋家の長屋門です。これについて問題になるのは、当時の議事録がしっかりしたものが残っていないということが一番の問題なんです。そういう意味で、やはり、議事録というのは、この場合も大事にしていく必要があるんじゃないかなと思います。以上です。

■会長 この景観重要樹木の件、ほかにご質問等ございませんか。

では、この2点については景観重要樹木の候補としないということによろしいでしょうか。

ではそのように、指定を見送るということにしたいと思います。

事務局提案にあるように、文化財としての申請を提案するとありますが、今の委員のご意見も参考にしながら、もちろん申請はしていただければいいのですが、審議会では、景観重要樹木の指定はしなかったけど価値は皆さん認めているので、ぜひ今後も管理してくださいと、申請者にそう伝えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

また、ここに今後の応募があった場合、事務局でしっかり判断してからこの審議会に諮ると書いていただいています。あまり荷を抱え込まずに、どんどんこの審議会で議論すると。たくさん案件があっても時間がないということであれば事務局の整理も必要で

しょうが、一つ一つについてこの審議会場で議論し、今委員がおっしゃったように、議事録に残っているというのは未来にとって大事なことだと思いますので、ぜひこの審議会場で議論する機会を出していただければと思います。

それでは審議事項1については今決定していただいたように決めたいと思います。

(2) 景観形成基準の運用実績と今後について

■会長 続きまして、審議事項2について事務局から説明をお願いします。

[事務局から資料に基づき説明]

■会長 ありがとうございます。今事務局からお話があったように、今日ここでいうのではなく、少し幅広く景観計画がスタートして5年という意味で、いろいろな事例が出てくるわけですので、それに照らしながらよりよいものにしていくための見直しというのは当然あるべきことですから、そういった観点からもいろいろご自由にご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

■委員 そもそも景観に関して、今の基準を作っているわけですが、届出制なんですから何らの拘束規定がない中で、それを緩めるとかいう話はないのではない気がします。何のためにそれをやるのという話があるので。理想型が決まっていればそちらに向かって、今の決めでは守ってもらえないからもっと厳しくするというなら分かるんですけど、何かちょっとよく分からないところがある。そもそも工業団地の話なら、最初に誘致する段階で協力要請をして、恵那市では景観形成基準があるので、建築前にお願いして、それで協力できないと言われたときにどうするかという話なんですけど、そういう問題じゃないかなという気がするんです。逆にもう少し、今の、基準を決めたけどなかなか届出がないとか守ってもらえないとかいうことに対してどうしましょうかという議論じゃないのかなという気がします。

■会長 今の委員のご意見で、なかなか把握が難しいと思うんですが、届出をしないで基準に満たないものが建っているのではないかという情報はありますか。あまり今のところはなく、皆さん届け出いただいている感じでしょうか。

■事務局 はっきり申し上げると、普段この辺りを歩いていて、「塗り替えたけど届け出ないな」ということは正直なところ多々あります。ただ、それを発見してももう塗ってしまっているのだから今さら指導もできないというのが現状で、なるべく窓口に全体的な届出の相談などにいらっしゃったときに、ご説明しているんですけど、なかなか市内の方々に対しての周知がしっかりできていないというのが現状だと思います。

■委員 たとえば開発許可とか、新たに家を建てるとか、建築確認だとか、いろいろな段階で恵那市では景観形成基準を決めていますと周知していくことが一番大事じゃないかな

と思います。知らない人は守らないし、そういう意識ができてくればいいのでは。たとえば逆に言えばマンセル値が4でも、4は厳しすぎるのでせめて6ぐらいで建てたいと言われることがあるかもしれませんね。

■会長 ちょっと補足的に。3ページに書いてある運用に関する平成24年度の事例というのは、実は景観計画がスタートして直後の話であって、つまりそれまでそういう規制があることを知らずに、工場の方は計画を進めていて、確か私の記憶ではペンキも発注済という事情があったとことと、その分もう少し緑を敷地の近く、際のところに入れましようとか、いろいろ努力をしていただいて、トータルで見たときにそんな大きな問題ではないということで、これについては基準値を満たしていないからという対応はしなかったということだったんですね。

それ以降特になくて、先ほど事務局からご説明があった今年度の件も、私も事前に情報をいただいたんですが、この場合はかなり壁面であって、平成24年度のは陸屋根ですから実際見えないんですけど、今度のは壁面なので、協議させてもらった結果、基準を守っていただいたということにはなったので。実際案件としてはそう多くはないという認識を持ってはおります。

基準についても一律に数値だけ守ってればいいという話でもなくて、トータルに議論していくことが必要なわけですが、それをするにしても基準自体をあまり動かさない方がいいのではというのが今の委員のご意見だったかと思いますし、そもそも周知が先なんではないかというご意見をいただきました。

そのほか、色にかかわらず、5年経ってもう少し基準の変更箇所がありましたら、もう少し自由にご意見をいただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

■委員 件数があれば何か考えなければならぬと思うんですが、屋根の話と壁の話という2件ぐらいのことなら、やはり先ほど委員が言われたようにしっかり守っていくということが大事だと思いますし、基本的にはその景観を育てていくためのルールにしていかなければいけないと思いますので、たとえば富士市の煙突の話は、煙突のある景観を積極的に評価していく方向でこの条例は作られていると思うので、屋根の数値をいじることで何か恵那市にとって育てるべき景観があるのであれば、10分の1というアクセントの色を変更するとよいのですが、現状で変更が必要とは今のところは考えられなくて、それが全体として数が出てきてないということにつながっているような気がします。

■委員 色の問題は非常に難しいと思いますが、やはり工業団地だけに限って言えば、場所が、周囲の住んでみえる人にどういう色彩の影響を与えるかという部分があると思うんです。全く周囲の生活環境とかけ離れた色だとちょっと目障りになるということがあると思います。また逆に周囲の環境にあまり関係なくて独立してあまり見えないというようなところであれば、それは別に支障がなければいいかなという感じもしますし、基準のマン

セル値については、基本的にはあまり変えない方がいいと思います。あまり周囲に影響がなければその辺は多少大目に見てもいいのかなとは思いますが。

■委員 直感的で申し訳ないわけですが、我々は景観条例を守る立場にあるわけです。そういう意味で言えば、せっかく決めた景観条例ですので、それを守る方向で指導なり考えていくということがまずは第一義ではないかと思うわけです。それと、今日ここで結論を出す問題ではないですので、今後いろいろな事例が出てくると思いますので、その都度考えていくことが大事ではないか。ただ、今おっしゃったように、工業専用地域というのが、いわば工業団地ですね、どのような工業団地のイメージを持つかということのを恵那市で考えていくことはやはり大事ではないかと思います。たとえば、リコー時計を誘致するときは、工場公園を作るということで確か誘致したと思います。ところが、工場公園はできなかつたわけですが、今になって退職した人たちが一生懸命公園を作っています。そういう事例もあります。やはり何かあるとすぐ変えてしまうというのではなくて、粘り強く考えていくことが大事ではないかと考えています。

■会長 重要なお指摘をいただいたと思います。工業専用地域の景観イメージを作ることは確かにそうですが、恵那市の景観計画においては、基本的に地域自治区単位というか、もう少し地域別の景観計画を作っていきたいと思いますということで、順にワークショップをしながら、この地域ではこういう景観、まちづくりをしていきたいと思いますという議論を積み重ねてきているわけですので、用途地域というのに限らず、地域での景観の目指す方向性というのを、そのワークショップについて、ずっとお手伝いをしてきているわけですが、この議論では色とか高さというよりは、こんな活動をしていきたいと思いますとかこういうことをもっと大事にしていきたいと思いますというより広い意味での景観まちづくりの議論をしてきたので、個別にここはもう少し色の基準を厳しくしようと言うような話題はあまりのぼってきてはいないとは思いますが。

ただ、ここについて言えば、武並と三郷の地域については、2年前、地域別でかなり議論もしてきていますので、その中で工業団地については今後こうあってほしいとかいう議論もあったかと思いますが、少し地域別の議論をもう少し充実させながら、そこでどういう景観を作っていきたい、どういう地域にしていきたい、なので出てきた案件についてもその意見を踏まえて指導はきちっと、ちゃんとして守ってくださいとか、いろいろ工夫をしながら、この範囲であればいいんじゃないかというのを議論する可能性はあるのかなとは思っています。

ほかにいかがでしょうか。

■委員 事務局提案のところで、企業にコーポレートカラーやロゴがあったりしてこちらから規制をかけるのは難しいんじゃないかという話が、工業団地の屋根の一律のデザインで何色というのとつながるかなと思うんですけど、恵那市としては、観光立市みたいに掲

げ出しているところもあるかと思いますし、農村景観日本一の岩村もありますし、工業団地も誘致しているというところで、なかなか、じゃあどっちなんだという話だけじゃないと思うんです。それで、ほかの自治体の例で、用途地域別とかに出ていますけど、あるいは守山市のゾーンや軸が設けてあるとか、中津川市では重点地域が指定されているだとかありますけど、そういう形で枠を決めて一定のエリアの中で運用していくような形にすれば、工業団地はそう奇抜なデザインはされないと思うんですけど、ある程度、だめですよという方向だけじゃなくて、自主規制的なところで、建物を建てたり看板を作られる側も運用していけるんじゃないかと思いました。

それからこの間僕は高山市に行ってきたんですけど、雪がまだちょっと残っている中で、コンビニがいくつかあったんですけど、軒並み落ち着いた色合いで、焦げ茶色のベースの壁や屋根も本当に落ち着いて、全国チェーンのコンビニをいくつか見受けたんですけど、逆にそれがそのコンビニのイメージアップになっているような感じも受けましたので、そういったこともあるかなと思います。ゾーニングというか、用途地域で分けるとか、方法がいろいろあるんじゃないかなと思いました。

■会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

■委員 今お話があったように、コンビニや銀行でも、形は同じですが色で協力していただいているまちもありますので、それはやはり行政のアプローチの仕方だけだと思いますし、一つ、提案というか、無理かもしれませんが、今、第二の区画整理がありますよね、あそこはほとんど更地なので既存の建物はないですよ。ですから、そういうところの中で、建築協定というわけにはいかないでしょうけど、景観の協定とか建築の、意識だけでもちょっと上がれば、たとえば家を建てるにしてもこんな家にしましょうとか。建売になるのか自分で建てるのか分かりませんが、そういうふうにして、ある程度最初の段階で誘導すれば、あそこは今田んぼばかりですので、もう今すでにあるものは仕方ないですけど、新たにできるものについては、せっかく景観法で景観条例を作っているの、そういう観点で今からアプローチを少しずつしていけば、少しは良くなるんじゃないかなと。どんなものができるか分かりませんが、たとえばマーケットならマーケットができるにしても、その意匠については、色だけの話ならお金はかからないだろうし、形にしてもそんなにもすごい費用がかかるということでもないと思いますので、その辺のアプローチを少し景観という観点からもしていったらどうかなとも思うんですけど。

■会長 ありがとうございます。委員の皆様、概ね現状をちゃんと基準を守って周知して、さらにより良いものを作っていく方向の努力をしていきたいと思いますというご意見をいただいたように思います。あとは、窓口で対応される方は大変だと思いますので、どんどん個別の案件も審議会なり場合によっては部会等で上げていただいて、そういう場所での議論をすることが重要かなと思います。

課長、何かありますか。

■課長 私から2点ほど。啓発を今後していくことが一番大事ですので、今平成24年にできて、平成29年、5年を迎えるわけですけど、今後啓発をしっかりやっていくことと、区画整理の話ですが、業務代行方式で区画整理を今後進めていくわけですが、業者さんとはこの景観についてすでに話をさせていただき、その方向で今動いていただいているということで、詳細についてはまだ出店業者が決まっていませんので、どこまで周知できるかはこれからになるかと思えますけど、現段階ではその話をさせていただいているということです。

■委員 先ほど事務局の方が、まちを歩いていると「塗り替えてあるけどこれって届けてないね」という話を伺ったんですけど、何にも言わないと次に塗り替えるときにまた届を出さないんじゃないかなと心配になります。塗った後でも一言、景観条例があり次からはちゃんと届を出してくださいと言うのだけでもちょっと違わないかなと思いました。

■会長 ありがとうございます。市役所の人だけに言うよりも、何となく地域でそういう声があちこちで上がると非常にいいまちになっていくと思いますので、いろいろな場面でおっしゃられたような啓発活動に力を入れていただければと思います。

では、ひとまず審議事項2についてはいろいろなご意見をいただきましたので、これではよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

(3) 太陽光発電設備に係る開発案件について

■会長 では続いて審議事項3について事務局からご説明をお願いします。

[事務局から資料に基づき説明]

■事務局 補足させていただきたいと思います。

今事務局から市の内部でも連携調整を取りいろいろな協議をしていくということです。太陽光発電の開発につきましては、本当に今、数多くございます。再生エネルギーということで重要な部分でもございますが、景観的な面と防災の面でも、地域の方々が、私どもですと1000㎡以上で開発の届出がございまして、知らないうちに数百㎡でもどんどん増えている状況で、地域の方から、この山の木を切って大丈夫かというご相談があったり、大規模な開発も中津川でありましたり、また、恵那市の中でも十数haの開発の事例が出そうな相談もあったり、地元の方からも相談もあつたりします。これは土砂災害、森林を伐採してこういった太陽光発電を開発するケースがかなり多くございます。そういったことと、景観の面につきましては、森林を伐採してその中に太陽光のパネルが多く出てくるということで、その辺も今基準がないので、こういったところも今後検討したいというところで

す。

そして、もう一つが、環境的な面で、将来的に、今新しい会社が多角経営で違う会社を作ってこの太陽光だけをどんどんやっているところも見受けられます。これが将来的に 20 年、30 年経過したときに本当にこの会社の経営が維持されて、将来もしこれがそのままになってしまった場合、太陽光はモジュールパネルが永代的にもつわけではないので、将来産業廃棄物として残ってしまった場合にどうなるんだろうかというところも心配されます。そういったこともあり、市の内部で、環境課、危機管理課、都市住宅課が景観形成と景観の計画など、それから開発も担当している部署なので、そういった 3 課が今後、平成 29 年度以降には協議して、規制していくのか、またはもっと啓発も必要なんですけど、市の内部で調整していきますので、審議会の皆様方にもいろいろなご意見を伺う機会があるかと思えますので、補足させていただきました。よろしくお願いします。

■会長 ありがとうございます。これについても自由にご意見賜りたいと思います。

先に、事務的ということをお願いしたい。たとえば届出対象行為に、太陽光発電に相当するようなものを新たに付け加える、あるいは、景観形成基準に太陽光発電に関するものを付け加える。こういう変更をしようとする場合の手続きは、どういう手順で時間はどれぐらいかかるものですか。条例の改正は必要ないですか。

■事務局 景観条例的にはこちらの基準が掲載されてはおりませんので、そちらの条例をさわることは必要ないんですけど、景観計画にはこちらの基準が載っておりますので、手続きというか、は、必要なのかなと。たとえばパブリックコメントとか、地元協議とかは……。

■事務局 開発の場合、1000 m²を超えるものについては、地元自治会の同意と、説明会の開催や、現在みんなが周知している中でそれを設置するのかどうかということは今義務付けてやっていただくように開発業者さんにはお話ししております。自治会で全く知らないということでは後々問題になりますので、そういった指導はさせていただいております。

■会長 今あったように、1000 m²じゃなくてももう少し小さいものでも影響があるということだから、他の自治体で太陽光に係るものを届出対象行為にして、面積何m²とか発電量何ワットのは届けなさいと入れている自治体もあるんですね。だからそのようにして新たな網の項目を付け加えるということも当然考えられると思うんです。いずれにしてもパブリックコメントとか議論とか手続きが必要なもので、やろうと思ってから、下手すると 1 年とかかかってしまうかもしれないから、今後今後とあまり先に延ばさずに、少し具体的なことを考え始めることもやってもいいのかなと思ったりはしています。

■委員 太陽光発電の関係は、要は法が追いついていないというのが現状だと思うんです。そもそも、山の木を切ってパネルを設置するなんてことは想定外の話なんですけど、それを規制する法律がないんですよ。ですから、どんなに大規模なものであっても開発許可が、

だめと言えないというのが非常に問題だと思うんですけど、先ほどもありましたけど、これは大変な問題で、木が生えているうちは山は健全なんですけど、あまり針葉樹はいいとは思いませんけど、切ってしまって、そのままならまだいいですけど、パネルを置いて置きますとそこに日が当たらないので、どんどん山は荒れていくんですよね。おまけに、降った雨はパネルのところから集中的に集まって落ちますから、おそらくそのうちに山が崩れてくると思います。災害が起きる可能性も十分あると思います。今すごい面積で皆伐して、土地の改変もしないと言っているんですけど、現実にはやはり足場が悪いので、かなり、ブルドーザーのようなもので平らにしてしまっているところもあるので、おそらく大変危ないんだろうなと思うんですけど、残念ながらそれを規制するすべがないというのが現状です。何か一つ事例がないと止まらないのかなと。どこかでたとえば大規模な崩壊でも起きればすぐに規制がされるんでしょうけど、それがないうちはなかなか、土砂法でもそうでしたけど、そういうようなことになってしまうのかなと思います。何らかの要因、たとえばここでいう富士山だとか、特徴的なものに対する景観ということでもコンセンサスが得られるようなものがあれば規制が独自でやっていけるかなと思いますけど、なぜ太陽光だけなんだという話になってしまうとちょっとつらいところもあるかなと思います。難しいんですけど、なるべく、現状としては、きちっとした施工をしていただくようなことを指導していくということなのかなという気がします。

本当に、今、縦も横も関係なしに、異常に、ただ建てればいいみたいな建て方をしているところもいっぱいありますので、そういうところは規制すべきだろうし、あまり急なところはどうかかなというのがありますし。おそらく、先ほどもありましたけど、20年経ったときにそのままですよね。誰も絶対撤去なんかしませんよ。莫大な金がかかりますし、産廃の処理自体が今決まっていませんので、どうやって処分したらいいかも分からないような感じなんで、おそらく造りっ放しで多分20年経ったらそのまま朽ち果ててしまうんだろうと思うんですけど。それも困ったもんだとは思いますが、現実にはそれを今止めていける術がないというのが現状かなと思うんですけど。何かいい方向があればいいかなと思います。

■委員 僕、普段林業で木こりで伐採をやっているんですけど、太陽光発電が入り出したときに、どこもかしこも頼まれて、矢の催促でやってくれということで、僕も一時期受けていたことがあるんですけど、その中で景観審議会でこういう会にも出たりしてなかなかつらいところもあったりしたんですけど。

自分の住んでいる地域で言うと、今の家の裏側に北山という小高い植林した山と栗畑があって、栗畑が1haぐらいかな、全部皆伐して、全部ソーラーパネルを付けられたんですね。で、僕の住んでいる班が流域に当たるわけですけど。同じ班の2軒隣ぐらいの人のところ。あるとき、大雨が降ったときに、自分の家の横の排水溝から水が湧いて出たという

ことでかなり苦情を言ったという話を聞いたんです。なかなか地元の同意ということが、一つの抑制するキーポイントになるのかなと思っています。僕も仕事をするときに、住民の反対の人と開発業者さんの間で板挟みになってものすごく苦労したこともあります。

なので、国の誘導するような政策で固定価格買い取り制度で必ずプラスになるというので、お金のある人は誰でも、あるいは借りてでも始まったので、なかなか難しいという、委員の話だと思うんですけど、そこに住んでいる人が利害関係、これからも住み続ける、20年で引っ越すわけじゃないと思うので、その部分で規制というか、自治会、近隣関係者に対する説明会実施の報告書というか、同意というか、が、一つの大きな抑制になり得るかなというのが経験です。

■委員 国の法律でしっかり制限するような法律があればいいんですけど、市の景観条例の中で太陽光発電設備を規制するというのはかなり難しい作業だと思います。富士宮市ですか、抑制区域を定めてというようなことがあるんですけど、多分これ、作ったときに、いろいろな良景観を侵すというような危機感があったと思うんです、こういうのを作ったというのは、で、今恵那市内を見ていると、市街地の中には太陽光発電はなかなか作らないんですね、やっぱり作る人のモラルというのがあって、やっぱり反対されるという意識があるので、周囲の田んぼや山に多くみられるんです。それも1000㎡を超えると開発にかかわるので900㎡というようなものが非常にたくさんあるんですけど。やはりどうしてもこのところに作ってもらうと景観を損ねるとか非常に影響があるというところについては強く指導していくべきだと思うんですけど、それ以外のところについては規制のしようがないというのが現状だと思われるんですけど。

■会長 同じ悩みを多分日本中の多くの自治体が持っていて、直接は規制できないという中で、もちろん防災、環境、景観というトータルな面から、独自の規制の方針を打ち出していくというのがベストだと思うんですが、それをやるには多分時間もかかると思うので、何でも簡単にできないよというふうにしておくことが大事かなと思うんです。なので、景観条例の中でも太陽光のことを届出対象基準に入れたり基準を書いたりしているところも、それで止められるとは思ってないですよ。ただ、そこに書いておくと、申請はしなきゃいけない。で、できるだけ見えないように配慮しろとか、近隣に説明しろとかいうことを書いておくと、開発する側にとってはそれだけ手間がかかるので、安易にやるということに対してのブレーキは少しかかるかなと思います。ですので、できれば、市全体でのトータルな方針を今後議論はもちろんしていただくと同時に、景観計画の中でできそうなことを、最近の他市の例などを見て、早めに入れておくというのは、マイナスには決してではなくて、多少なりとも意識を高めていったり、安易なものを規制していくことには、多少の効果はあるのではないかなと思うので。

最近私がお手伝いした長野県の宮田村というところの景観計画の基準についても、新た

に届出対象行為のところに入れた。で、できるだけ見えやすいところには造るなどか、屋根の上に載せるときには屋根と色を合わせろとか。太陽光パネルはそんなに色を合わせられないので、そんなに有効な基準というわけじゃないですが、いくつか入れることで多少メッセージを発しているということにしましたので。ぜひ検討いただければと思います。で、それをやるにしても半年ぐらいかかっちゃったりするので、ぜひ検討していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

■事務局 今のお話の中で、東濃 5 市の中でも中津川市と恵那市が非常に太陽光が多くて、近隣の市としても同じ悩みを抱えるものとして情報交換をお互いに今していますので、今後そういったことも踏まえて前向きに検討して、どういうことができるか、まず第一に、ということを研究していきたいと思います。

■会長 ありがとうございます。

6. 報告事項

(1) 恵那市景観条例の運用状況について

■会長 次に報告事項についてお願いします。

[事務局から資料に基づき説明]

■会長 ただいまのご報告について何かご質問ございますか。

さしつかえなければ、公共施設、市と県と、何だったでしょうか。

■事務局 市が、串原のコミュニティセンターの増・改築になります。県の公共施設は恵那高校の体育館の外観変更です。

■会長 いずれも基準は守っていただいていると。

■事務局 事前に話をしました。

■会長 これについてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

(2) 平成 28 年度都市再生整備計画事業について

■会長 報告事項 2 についてお願いします。

[事務局から資料に基づき説明]

■会長 今ご説明いただいた通りで。平成 25 年から時間が空いてしまってバタバタで決めるという。もうちょっと少しずつやれると良かったんですが、短い時間で強引に議論しているところがございます。

委員、枡形がいよいよ舗装で表現されることになりましたが、何かありましたらご意見いただければ。委員には平成25年度のワークショップのときにもずっと出ていただいていたので。

■委員 確かに僕ら、今でもときどき中山道の語り部の会というところでは話すときに、恵那市の大井宿の特色は枡形だということでやっていますので。あそこが今でもあれだけしっかり曲がっていれば目立ちますけど、またよく目立つようにちょっとでもなればいと思っています。以上です。

■会長 委員、地元ですとお付き合いいただいている、ぜひ補足的にご説明、ご意見いただければ。

■委員 先生のお話の通りなんです。私今自治連合会を担当してまして、いろいろ会長にお世話になりまして。ところが本当に意見がいろいろ出てきてまとまらないというのが現状です。そうした中で、今一応行在所の中に蔵がありましたが、それは今年度撤去して今更地になっています。それから先ほども話が出ていましたが長屋門の問題、それから枡形のところということで。ただ、まだ林さんのところが非常にいい建物が残っているということですけど、そうしたことも含めてやろうということで、この大井町整備もなかなか会長が言われるように、はい、計画立てました、はい、というわけにいかないものですから、住民の皆さんの意見を聴きながらということですが、本当に千差万別の意見が出てまいりまして、電線まで地下に入れてくれというような意見まで出ているものですから、会長に大変難儀をかけているということです。

ただ、あそこは非常に交通量が多いところなんです。そうしたことで、今歩道も若干鉄平石で作ってあるんですけど、鉄平石に乗らないとすれ違いができない。それともう一つは、結構スピードを出して皆さん走られるので危ないという問題があり、そういう点をいかに解決していくか。そして皆さんに歩いていただけるような方向。今行在所もどういう風にするかということで、今のままだと耐震に耐えられないということで、どういうふうにも直すかも検討されております。本当に皆様方のご協力で、本当に一步一步ですが前に進んでいるというのが現状です。話になったかならないか分かりませんが、皆様方のご協力方、よろしくお願ひしたいと思います。

■会長 ありがとうございます。今日たまたまこの会議の直前に、1枚目の舗装確認というところにちょっと写真が出ていますが、混ぜる骨材の色を、委員とも一緒に、地元の方も集まって、車道のところは白と黄色が混じったような、銀座通りに使っているのと同じものにして、歩道のところは白だけでという形で決めようというのが今日決まりました。これもまた小さな一歩が今日決まったということです。

何かご質問ございますか。

■委員 参考までになんですが。今の舗装の中の石の関係ですが。恵那市の中山道もこれ

でやってあるんですけど、中津川市もやってあるんですよね。違いは何かというと、石の量が根本的に違うんじゃないかなと思うんです。どのぐらいの量が一番いいのかよく分からないところがありますが、あまりたくさん入れると弱くなるのでいけないと思うんですけど、適当な量というのがあると思いますが、イメージが中津川市のと大分違います。好みもあるんだろうと思うんですけど。そこが中山道ですというイメージを与えるんだったらもう少し量を多くして、中津川市の旧中山道ぐらいの量があった方が、他との区別という意味ではいいんじゃないかなと個人的には思っているんですけど。皆さんどうか分かりませんが。

■会長 一応平米 4kg というので市の道路の担当の方は考えていらっしゃるようで、銀座通りもその量でやっているから、銀座通りも中山道なので、恵那市内の中山道は平米 4kg ぐらいでいこうと。あまりたくさんやるとはがれてきたりとかいろいろ、道路の担当の方から、中津川市の事例をもちろん見た上で、少し地味かも知れませんが、舗装は少し地味ぐらいの方がまちとしては落ち着くので、そのぐらいにしていこうというように今のところなっております。ただ、枡形のところが、2 ページを見ますと石畳みたいになっていますが、それは道路管理者がちょっとやめてくれということで、舗装した上に目地をカッターで入れて、石畳っぽく見えるというあたりで妥協点を探っているところです。

ほかによろしいでしょうか。

■委員 委員さん、あれね、増やすと、飛んじゃうんですよ。そうすると、ガラスが割れるとってものすごく苦情が来る。ですからあまりたくさん入れると、そういう現象もあるということと、もう一つ、道路が壊れたとき、穴が空いたとか、そういうときのあれで、あまり多いというのもちょっとというようなことが実際はあるんです。

■会長 ありがとうございます。では、一步一步でもあきらめず粘り強くコツコツとこれからもやっていこうと思います。適宜この場でも報告しましたアドバイスいただければと思います。

報告事項まで済みましたが、せっかくの機会ですので、ご発言いただいていない委員、何か一言ずついただければと思います。

■委員 昨年再々任ということで委員を受けたわけなんですけど、それから 1 年経ってしまいました。もう 1 年ということなんですよ。景観審議会は 5 年ということになるわけなんですけど、屋外広告物の方にも立ち合わせていただいて、条例ができたのは広告物の方は 1 年になります。5 年と 1 年ということで、規制だけではなくて、標章顕彰制度というのが確かあったと思うんですけど、そこらあたりももう少し考えていっていただけるかなと。恵那市の中でどのぐらいになるか分かりませんが、新しい建物と広告物とで、これからの景観誘導の方向性みたいなものが見られる建物や広告物があれば顕彰してあげるというのもちょうと考えていただきたいなと思います。以上です。

■委員 太陽光発電についてなんですが、実をいうと私事なんですが、福島原発事故があってから再生エネルギーについてちょっと考えまして、不特定多数の人数で出資して、太陽光発電を行うと。起こった電力は地域に還元していくということで、出資をした立場として、今日は耳が痛いなと思って聞いていました。やっているところは山の中なんですが、先ほどの開発うんぬんという話も出てくると思うんです。私有地でやっているの、開発うんぬんという話はないとは思ってはいるんですが、今日の話の中で、1000 m²だと開発行為にかかるんですか？ その場合、調整池とか沈砂池とかという話もあるかと思うんですが、たいていの場合、土地の形質の変更を伴わない場合もあるかと思うので、その辺をどうしていくかという話もあるんですが、実際出資をしている立場として耳が痛いなと思って聞いていました。

■委員 観光協会でお世話になっています。よろしく申し上げます。私は今のお話のありました太陽光の関係も含めた届出対象行為の中の1000 m²というものなんですけど、これは太陽光だけではないですね。多分ほかの山林、農地、それぞれの各法律があって条例もあると思います。そういった場合に、景観条例だけでなく、ほかの制度、条例、規制といったものとの兼ね合いというか、そういったところが、それぞれで独自に動いているような雰囲気だとちょっとあれかなと思ひまして。1000 m²というのはどんな法律でも同じなんですよね。開発行為の中の1000 m²というのは。

■事務局 恵那市の条例では1000 m²で、他では3000 m²です。

■委員 その辺もすりあわせというか、できれば法的にどうなんだというところが分かるものがあると余計にいいのかなという感じは受けました。

それともう一つ、色彩の関係。観光で結構色が派手になっているような感じもちらっと出ましたけど、今インバウンドを初めとして、観光の歴史文化伝統を非常に重視しております。古いものを特に大切にしていこう、古いものを見ようという志向になってきています。独立したテーマパークみたいところは今お客様が減ってきている。大型バスでドッと繰り込んで大きな施設に泊まり込むというスタイルは変わってきています。個別の小さなグループ、個人の方がそれぞれ好きなおところへ行って昔ながらの生活を体験したいということで、恵那を見ると一番そういう素材がたくさんあると思います。私どもでも今そういったところの体験ツアーを組みたいということで今取り組んでおりますので、ぜひ景観については守っていただいて、文化を育てて継承していただければという感じを持ちました。以上です。

■会長 そのほかどなたでも結構ですが何か一言というのがあれば。

■委員 開発について、恵那市は開発指導委員会を作ってみえますか。

■事務局 開発審査部会は、都市住宅課が開発の担当ではありますが、農や農業委員会を含めて、案件ごとに問題になるようなものについては協議をしています。

■委員 いろいろな部署があると思うんですけど、消防法の関係とか、商業、農業、関係するところの意見を、開発申請が出て来たら回してもらって、中の意見を取りまとめて事業主にこういう意見が出ておりましたというような指導をされていると思うんですけど、そういうことでいいですか。はい、分かりました。

■事務局 開発が出た折には、関係する部課等にその内容等を情報提供をさせていただきながら、問題があるような場合等については、当然ご意見をいただきながら、開発申請させていただいている業者さんに、この意見を付して、こういう問題があるので、こういう問題について解消するような方法等について対応していただくというようなことはしています。

7. その他

■会長 では、いろいろご意見ありがとうございました。会の冒頭に議事録の公開という話がありました。今日前回の議事録、ページ数が多いものですがまた改めて机上に配布していただきましたが、委員の個人のお名前は、この形で今後もでしょうか。それから、この第1回から、これも公表されるということですか。今日の分からですか。

■事務局 今回からということで考えています。

■会長 これはほとんどテープ起こしの状態なんですけど、こういう形にされるんですか。

■事務局 やはり、一応指針の中では、要旨の公開ということで、議事録そのものではない方向ですけど、あまり長くて、皆さんに分かりやすい、要点をまとめて、市民の方の分かりやすい方法もあると思います。公開の段階でまた先生にご相談させていただきながらとは思っていますが、一応議事録としてはある程度まとめて、皆さんのお名前は当然載せないですし、まとめたような形がよろしいかなと思っています。

■会長 委員のご発言があったように、これは未来への記録ですので、あまりまとめすぎてもあれですし、あと、事務局説明というのが、「事務局説明、資料に基づき」で終わっちゃったりしていると、書いてあるところもあるんですけど、何の資料についてなのかが、これだけ見ると全く分からないというようなところもありますけど、少しお手間がかかりますが、他の自治体を見ても、本当に全部一言一句みたいな形で、若干てにをはだけは直したもので上げているところと、きちんとした議事録をつくるというのは相当時間がかかる仕事なんですよ、そういうものを作っていただくのがベストではあるんですけど、ぜひちゃんとよろしくをお願いします。

せっかくであれば、平成28年度からさかのぼってこちらも上げていただければいいのかなと思います。その辺、よろしくご検討ください。

■事務局 記録の方はなるべくそのものに近いような形で載せていく方法で検討させてい

ただきたいと思います。

■会長 それでは、以上で議題、報告が終わったと思いますので、司会を事務局にお返しします。

8. 閉会

■事務局 皆さん方の任期は平成 29 年度までということですので、来年度になりましても、景観審議会を開催するに当たりましては、またご案内を申し上げたいと思いますので、もう 1 年間よろしくをお願いします。

それから、団体の中で、役職で出ていただいて、もし代わる場合には、残任期間は、次の方の任期になります。そういった団体がもしございましたらご連絡をいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

■事務局（進行） 会長、ありがとうございます。また、委員の皆様方の貴重なご意見ありがとうございます。今後の事務に加味しながら進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

閉会のあいさつを副会長からお願いします。

■副会長 ご指名いただきましたので締めさせていただきます。長時間にわたり貴重なご意見を出していただきまして本当にありがとうございます。私も前は県の自治連合会の総会に出席したため欠席しておりまして、今回初めて出させていただきました。本当に考えれば考えるほど難しいことだなと、と法律で縛るわけにはいかない、という非常に微妙なところで判断をしていかなきゃならんという感想を持ちました。私、恵那市の地域自治区会長会議から派遣していただいていたわけですが、実はそろそろ身を引けという話があり、この 3 月をもって役職を引くことになりました。多分次回は新しい方が出てくると思います。1 回だけしか出ない副会長ということで申し訳ありませんでしたが、会長には本当に初めからこの大井宿の関係でお世話になっております。行在所も今閉めておりますが 1 年後ぐらいにはまた新規オープンということで、NPO を立ち上げて受け皿を作り運営をしていこうということで大井町は今頑張っております。そうしたことから、ひとつ皆様方も足を運んでいただくということでお願い申し上げながら、ちょっと私的なお話を申し上げましたが、慎重なる審議をしていただき厚く御礼申し上げて終了させていただきます。会長、大変ありがとうございました。

[閉 会]